

**規制改革・民間開放推進会議
重点事項推進ワーキンググループ
外国人分野担当サブワーキング**

**平成 18 年 6 月 2 日
法務省**

<意見交換テーマ1> 「在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化」

問2

「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)では、ワーキングチームを構成する省庁(内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)が、以下の事項(詳細は別添1)について18年度中に結論を得るとされている。それぞれの事項に係る検討状況をお示し頂きたい。

(2)外国人登録制度の見直し

(3)使用者に対する責任の明確化

不法就労者を使用する事業主への厳格な対処

(4)使用者以外の受入れ機関に対する責任の明確化

(回答)

(2)外国人登録制度の見直し

在留外国人の状況を、よりの確に把握することが可能となるよう、外国人登録制度の見直しを行っていくことは必要であると考えているが、外国人登録制度の見直しを含めた具体的な外国人の在留管理の在り方については、外国人の入国・在留の管理の範囲を超える問題を含んでおり、現在、内閣官房に設置された「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」及び「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」等において関係省庁で検討を行っているところであるが、現時点においてお示しできる状況にはない。

(3)使用者に対する責任の明確化

不法就労者を使用する事業主への厳格な対処

出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項は、不法就労者を雇用する事業主等を不法就労助長罪処罰の対象としているところ、同罪は故意犯であるため、当該在留資格に関する認識がない旨弁解した場合には、同罪の適用は必ずしも容易ではないことから、事業主等が、雇用している外国人が在留資格を有していないことを知らないことを理由として不法就労助長罪の適用を免れることができるなどの問題を踏まえ、不法就労者を雇用する事業主等へ厳格な対処に実効性が高まるよう、出入国管理及び難民認定法において措置することにつき、引き続き検討を行っていく。

(4)使用者以外の受入れ機関に対する責任の明確化

現在、就学生や留学生については、その在籍状況を把握するために、教育機関に対して任意での報告を求めているところ、雇用されている者以外について入国後の在留状況をよりの確に把握できるよう、雇用されている者についての「外国人雇用状況報告」の義務化等の検討と連携して、具体的な方策について検討を行っていきたい。

問3

「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」として閣議決定済の事項に加え、当会議としては以下の事項が必要と考えており(詳細は別添2の通り)、本内容に対し、見解をお示し頂きたい。

- (1)在留資格の変更、及び在留期間の更新に係る要件の追加等
- (2)永住許可を得た外国人に対する在留管理の在り方等

(回答)

(1)在留資格の変更、及び在留期間の更新に係る要件の追加等

現行においても、在留状況が不良である者等に対しては、その内容等に応じて在留資格の変更や在留期間の更新の許可を認めないこととしており、必要に応じて個別に国税や地方税の納付状況等の資料の提出も求めているところである。

在留資格変更及び在留期間更新に係る審査は、入国の場合の要件に加えて、入国後の在留状況をどのように評価するかという問題であり、その具体的な在り方等については今後検討を行っていくことが必要と考える。

(参考)

在留資格の変更及び在留期間の更新申請については、「…法務大臣が…変更(更新)を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。」と入管法に規定していることから、その活動内容だけではなく、在留状況等についても変更(更新)の判断材料としているところである。

(2)永住許可を得た外国人に対する在留管理の在り方等

永住者であっても退去強制事由に該当すれば、その在留を打ち消ることとしており、現状に加えて、さらなる規制を行うかについては、永住許可の性質も考慮する必要があり、慎重に検討する必要がある。

また、永住者は、入管法第22条第2項により我が国に永住することを認められた外国人であり、国籍法第4条に規定されている帰化の許可により日本の国籍を取得した者とは、その権利・義務において、当然に差異が存するものとする。

< 意見交換テーマ2 > 「外国人介護福祉士の就労制限の緩和等」

問1

当会議としては、我が国の大学等で学んだ留学生・就学生に対し、卒業・修了後の在留資格の変更により我が国で実務経験を積むことを認めてきたことは、とりわけアジア域内における人材の開発と還流を進める上で重要な役割と担ってきたと考えている。同様の視点に立てば、時間と費用を相当程度負担した上で厚生労働大臣が指定した養成施設を卒業・修了して介護福祉士登録簿に登録した外国人が、我が国の当該分野で就労することに制限を設ける必要はないと考えるが、これに対し貴省の見解を明らかにして頂きたい。

(回答)

介護福祉士については、日比その他の経済連携協定（EPA）交渉の中でその受入れについて具体的な検討が行なわれているが、受入れに当たっては、受入れ対象者の適正な選抜、受入れ先の限定、国内における適切な在留管理等の措置を講じ、不法就労や不法残留といった問題が生じないような制度を構築することが必要である。

我が国の介護福祉士の資格を有する外国人全てに対して、我が国での就労を認めることについては、現行の受入れ範囲の拡大であるので、これらEPAによる介護福祉士の受入れの状況等を十分に踏まえつつ、産業及び国民生活に与える影響等を勘案して、慎重に検討する必要がある。